

時局日誌

(五十五)

Y H 生

七〇

三月五日

教育總監部令中改正 (軍令陸第一號) 農業保險法施行規則中改正 (農林省令第二五號) 軍馬資源保險法施行規則中改正 (農林陸軍省令第三號) 蠶油及鯨油最高販賣價格指定 (農林省告示第一一號) 滿洲產混保大豆以外ノ滿洲大豆販賣價格指定 (農林省告示第一一二號) 鉛管、鉛線及鉛板販賣價格指定昭和十五年十月告示第六五四號中改正 (商工省告示第二三一號) 鐵道車輛最高販賣價格指定昭和十六年十一月告示第一〇八五號中改正 (商工省令第二三二號) 蓄音器用レコード販賣價格指定昭和十五年六月告示第二八〇

號中改正 (商工省告示第二三三號) 植機最高販賣價格指定 (商工省告示第二三三號) 亞硫酸ソーダ類最高販賣價格指定 (商工省告示第二三五號) 螺絲輸入品ヲ除ク販賣價格指定昭和十五年四月告示第一八六號中改正 (商工省告示第二三六號) 古マニラ麻及マニラ麻屑販賣價格指定昭和十六年三月告示第二三三號中改正 (商工省告示第二三七號) 人造絹織物販賣價格指定昭和十六年二月告示第一四四號中改正 (商工省告示第二三八號) 更生糸織物販賣價格指定昭和十六年五月告示第四三六號中改正 (商工省告示第二三九號) 廣幅絹織物無地染地最高販賣價格指定昭和

十六年八月告示第七一五號中改正 (商工省告示第二四〇號) 毛織物販賣價格指定昭和十五年十二月告示第七七九號中改正 (商工省告示第二四一號) 麻蚊帳地最高販賣價格指定昭和十六年七月告示第五九三號中改正 (商工省告示第二四二號) 絹織物販賣價格指定昭和十四年十二月告示第三八六號中改正 (商工省告示第二四三號) 公布
第三十五回支那事變生存者行賞 (陸軍第二十九回) は四日賞勳局及陸軍省から發表された。今回恩賞の光榮に浴したのは北支、中支、南支において第一線に屬し諸作業に従事したる獨立工兵部隊、支那

における架橋材料部隊、野戰勤務關係部隊、兵站監部、兵站司令部、兵站輜重部隊、滿洲警備に任じた各集團本部、自動車部隊、陸軍病院に屬する軍人及軍屬にしてその内金鷄勳章を授賜せられし者は三六五名殊勳甲六名である。

大本營發表 (一)三月四日未明、敵機約三十機南島上空に出現、われ直ちに反撃を加へ、敵機七機を撃墜、交戦約一時間にしてこれを撃退せり、本戦闘においてわが方建物一棟炎上、死傷八名を生じたり (二)三月五日早朝、本州東方洋上に敵味方不明の飛行機發見の報ありたるを以て、空襲警報に依り帝都ならびに所要地域の警戒を嚴にせるも右は味方機なること確認せられたり。

大本營發表 ジャバ島南方印度洋に進出中の帝國海軍部隊は、三月二日ジャバ島チラチヤップ沖において英驅逐艦ストロングホールドを、また翌三日米砲艦アセヴィルを捕捉、交戦少時にしてそれら

撃沈せり、本戦闘において我方損害無し
大本營發表 比島方面帝國海軍部隊は、三月二日ミンダナオ島西端の要衝サンボアンガ敵前上陸に成功所在の敵を撃破しこれを完全に占領せり。

去る二日午前四時敵の猛烈な十字砲火を冒して南部比島の要衝サンボアガに敵前上陸を敢行した海軍陸戰隊の精銳はなほも執拗に抵抗する敵と月明下に壯烈なる白兵戦を展開、午前七時半完全に同地を占領し南海の蒼空高く感激の日章旗を翻した、また他の一隊は同日午後三時アヤラ(サンボアガ西北方六キロ)に突入、監禁中の邦人婦女子六十九名を救出した。

三月六日

北支那開發株式會社法中改正(法律第七六號) 中支那振興株式會社法中改正(法律第七七號) 産業設備評價委員令官制(勅令第一四一號) 南方開發金庫法施行令(勅令第一四八號) 衆議院議員選舉運動等取

締規則中改正(農林省令第九號) 漁業用ラミー糸最高販賣價格指定(農林省告示第一一三號) 甘藷及馬鈴薯最高販賣價格指定昭和十六年九月告示第六七三號中改正(農省告示第一一五號) 甘藷生切干及

冷凍乾燥馬鈴薯最高販賣價格指定昭和十六年十二月告示第九〇五號中改正(農林省告示第一一六號) 食物漬物、乾物及ジャム最高販賣價格指定昭和十五年十一月告示第一一七號) 甘藷蒸干最高販賣價格指定(農林省告示第一一八號) 輸出不能ステープルファイバー織物最高販賣價格指定(商工省告示第二四七號) 絨維製品及其ノ點數指定昭和十七年一月告示第五〇號中改正(商工省告示第二四八號) 内燃機關販賣價格指定昭和十六年一月告示第三六號中改正(商工省告示第二四九號) 自動車部分品最高販賣價格指定昭和十六年十二月告示第一三四三號中改正(商工省告示第二五〇號) 据置用蓄電池最高販

賣價格指定昭和十六年七月告示第六五一號中改正（商工省告示第二五一號）朝鮮大麻混紡ステープルファイバー糸及同織物最高販賣價格指定昭和十六年九月告示第七九四號中改正（商工省告示第二五二號）木箱、組立本棚、積重式書架机、衝立、帽子揚及寢臺最高販賣價格指定（商工省告示第二五五號）公布。

大本營發表 特別攻撃隊の壯烈無比なる眞珠灣強襲に關しては既に公表せられたるところこの世界の心膽を寒からしめたる攻撃の企圖は、攻撃を實行せる岩佐大尉以下數名の將校の着想に基くものにして數箇月前、一旦緩急あらばこれを以つて盡忠報國の本分を盡し度と案を具し祕かに各上官を経て聯合艦隊司令長官に出願せるものなり、聯合艦隊司令長官は慎重検討の結果成功の確算あり、收容の方策また講じ得るを認め志願者の熱意を容れることとせり、本壯學に参加せる下士官また帝國海軍優秀者中の最優秀なる人

物たり、いづれも参加將校の平素より固く信頼せる部下にして、各上官と生死を共にすることを念願しありしをもつて、今回の企圖に際しても特に志願者を募ることなく、淡々たる心境のうちに上官よりそれぞれ隊員として参加せしめ度旨願出で、聯合艦隊司令長官より希望通り参加を命ぜられしものなり。

海軍省發表 昭和十六年十二月八日布哇海戦において特殊潜航艇を以つて布哇軍港に突入し、偉功を特別攻撃隊に對し聯合艦隊司令長官より左の通り感狀を授與せられ、右の旨海軍大臣より奏上せり。

一 感狀 特別攻撃隊

昭和十六年十二月八日開戦劈頭、挺身米國太平洋艦隊主力を布哇軍港に襲撃し、友軍飛行機隊と呼應して多大の戦果を擧げ、帝國海軍軍人の忠烈を克く中外に宣揚し、全軍の士氣を顯揚したるは、その武勳拔群なりと認む。仍て茲に感狀を授與す。

昭和十七年二月十一日

聯合艦隊司令長官 山本五十六

大本營發表 一、帝國海軍航空部隊は三月三日濠洲本土西北岸の要衝ブルームを急襲し發進準備中の敵最新飛行艇群その他を攻撃し、所在機全部二十八機を撃破せり。本攻撃に並行し他の一隊はウインダムを襲ひ敵輸送機一機および格納庫一棟を銃撃炎上せしめたり。

二、帝國海軍航空部隊は三月一日、二日東部ジャバ島及び同島以東スندگان島各敵航空基地を徹底的に攻撃し殘存機新來機合計二十六機を撃墜破せり。

三、帝國海軍航空部隊は三月四日大學ジャバ島バンドンを強襲し敵機十八機を撃墜破せり。

大本營發表 ジャバ方面帝國陸軍部隊は隨所に敵の抵抗を撃破しつゝ進撃を續行し昨五日後九時三十分敵首都バタビヤを完全に攻略せり。

海軍省發表 特別攻撃隊員中の戦死者に

對し昭和十六年十二月八日附特に左の通り二階級を進級せしめられたり。

海軍大尉 岩 佐 直 治
任海軍中佐

海軍中尉 横 山 正 治
同 古 野 繁 實

任海軍少佐
海軍少尉 廣 尾 彰

任海軍大尉

海軍一等兵曹 横 山 薫 範
同 佐々木直吉

任海軍特務少尉

海軍二等兵曹 上 一 田 定
同 片 山 義 雄
同 稻 垣 清

任海軍兵曹長

三月七日

昭和十四年閣令第一號北支那開發株式會社法第二十九條第三項ノ規定ニ依ル計算方法ニ關スル件（閣令第五號）衆議院議員選舉法施行規則中改正（内務省令第一

〇號）府縣制施行規則中改正（内務省令第一一號）市制町村制施行規則中改正（内務省令第一二號）南方開發金庫法第十八條第三項ノ規定ニ依リ同條第一項及第二項ノ法令ニ依リ公務ニ從事スル職員ト看做サルル職員ノ範圍（大藏省令第一二四號）日本新聞會ノ統制規程設定ノ件（内閣内務省告示第七號）昭和十七年四月一日ヨリ農業保險組合ノ純保險料率ニ適用スヘキ農業保險法施行規則第二十二條ノミノ規定ニ依ル率ノ決定（農林省告示第一二四號）帽子販賣價格指定昭和十六年三月告示第二四五號中改正（商工省告示第一二六號）可搬用蓄電池、高壓用蓄電池、ラヂオ用蓄電池、鐵道信號用蓄電池及鐵道合圍灯用蓄電池最高販賣價格指定昭和十六年十一月告示第一〇六八號中改正（商工省告示第二五八號）自動車用蓄電池、自動三輪車及二輪車用蓄電池販賣價格指定昭和十六年五月告示第四三二號中改正（商工省告示第二五九號）自轉車

用發電ランプ販賣價格指定昭和十六年五月告示第三九六號中改正（商工省告示第二六〇號）公布

大本營發表 一、曇にニューギニア島北東方洋上において我決死の攻撃を受けた敵航空母艦は沈没確實ならずと發表せるもその後寫眞その他當時の情況より察し沈没確實なること判明せりなほ本航空母艦は中型新式航空母艦なり。

大本營發表 一、帝國海軍航空部隊は二月二十七日スラバヤ沖海戰に先だちバリ島附近海上において敵特設航空母艦を攻撃し、命中彈六發を以て大火災を起さしめ同艦艦上待機中の敵三十機および格納庫搭載中の飛行機全部を爆破炎上せしむるとともに同艦に致命的損害を與へたり同艦は間もなく左舷に大傾斜し速力急速に減退せるを視認せられたり、なほ附近に警戒中なりし大型發行艇二機を擊墜せり。

大本營發表 比島方面帝國海軍部隊は二

月二十八日より三月一日にわたり比島周
邊海面において二千トン級乃至五百トン
級敵船八隻、監視艇一隻を撃沈し、二千
トン級および八百トン級敵船各一隻を拿
捕せり。

大本營發表 開戦以來三月七日迄に判明
せる帝國海軍の綜合戰果左の通り。

一、艦艇

擊沈 大中破 拿捕
米 英 蘭 米 英 蘭 米 英 蘭

- 戰艦 五二
- 航空母艦 三 水上機母艦一ヲ含ム
- 甲級巡洋艦 四一 八
- 乙級巡洋艦 四二 四 一
- 驅逐艦 八二 四 六 五
- 潜水艦 四四 一五
- 砲艦 七 六 一
- 敷設艦 四 二 二 一
- 特務艦 二 一 三
- 掃海艇 四 二
- 魚雷艇 九

二、船舶

船舶 一〇五隻 九一隻
六十萬噸 卅萬二千噸 調査中

三、飛行機
飛行機 擊 陸 擊 破 炎 上 同 上 合 計
四六一 一〇七六 一五三七
我方の被害

甲巡小破一(修理完成) 乙巡小破一(修
理完成) 驅逐艦沈没四、中破一、潜水艦
沈没四、特殊潜航艇沈没五、特務艦沈没
一、掃海艇沈没五、大破一、船舶沈没二
七、飛行機自爆未歸還一二二

三月八日

大本營發表 スマトラ方面帝國陸軍部隊
はムアラテボ附近に敵敵を捕捉、撃滅し
て四日午後五時中部スマトラの要衝ジャ
ンピを占領するとともに同地南方一帯の
油田地帯を確保し、五日南部スマトラ一
帯の截定を完了せり。
バンドン蘭印軍參謀本部からワシント
ンに到着した最後の報告として、ニュー
ヨーク發アヴァス電は次のごとく報じて
ゐる『ジャバ島反樞軸聯合軍の地位は極
度の危殆に瀕してゐる』

三月九日

陸軍軍法會議中改正(法律第七八號)海
軍軍法會議中改正(法律第七九號)内地
産生漆荒味漆最高販賣價格指定(農林省
令第一二七號)鐵(銅製加熱加工ノモノ)
最高加工賃指定(商工省告示第二六五號)
公布

大本營發表 ビルマ方面帝國陸軍部隊は
ベグー及び蘭貢附近に於て敵軍主力を撃
滅し七日午後ベグーを、八日午前十時蘭
貢を完全に占領せり。

大本營發表 ビルマ方面陸軍最高指揮官
は陸軍中將飯田祥二郎なり。

大本營發表 蘭印方面帝國陸軍部隊はジ
ヤバ島の敵軍主力をストラバヤ及びバンド
ン附近に兩斷包圍してこれに猛攻を加へ
上陸後僅かに九日にして蘭印軍約九萬三
千名、英藏軍約五千をして全面的無條件
降伏せしめたり、時に三月九日午後三時
なり。

大本營發表 蘭印方面陸軍最高指揮官は

陸軍中將今村均なり。

大本營發表 帝國海軍航空部隊は、三月四日夜半、ハワイ眞珠灣を奇襲し同港復舊工事に狂奔中の敵海軍工廠に數トンの命中彈を浴びせ、その重要箇所を爆碎せり、我方敵の照射、砲撃を受けたるも被害なし。

大本營發表 ジャバ島攻略作戰に行動中の帝國海軍部隊は、三月一日より三月八日にわたりジャバ島周邊海上ならびに印度洋に脱出または救援企圖中の敵船五十二隻約二十一萬トンを撃沈破し、そのほとんど全部を覆滅せり。

ジャバ島攻略戰に活躍しつつある我が海軍部隊は同島周邊海上から印度洋にわたり飛行機、水上艦艇、潜水艦などの精銳をもつて海上に水ももらさぬ封鎖陣を張りジャバ島から脱出をはかり、または同島救援に赴かんとする敵武装商船、輸送船油、槽船等を片はしから、しらみつぶしに撃沈し、三月一日かう八日までの

八日間に一萬八千トン級をはじめ八千トン級以上を十隻、四千トン級の中型二十隻その他小型を合計五十三隻、約二十一萬トン撃沈破したが、これにより敵の輸送船の殆ど全部が覆滅したわけである。

三月十日

郵便法中改正（法律第八〇號）郵便貯金法中改正（法律第八一號）國稅徵收法施行規則中改正（勅令第一五四號）防毒資材取締規則中改正（內務厚生省令第一號）表彰狀授與規則改正（陸達第一二號）絹糸布屑、人造絹糸布屑、ステープルファイバー糸布屑及麻糸布屑等購入及販賣價格指定昭和十六年五月告示第三七九號中改正（商工省告示第二六六號）故綿購入及販賣價格指定中改正（商工省告示第二六七號）故織維購入及販賣價格指定昭和十五年十月告示第六四三號中改正（商工省告示日二六八號）ネクタイ販賣價格指定昭和十六年二月告示第一一七號中改正（商工省告示第二六九號）公布

大本營發表 大元帥陛下には本日陸海軍幕僚長を召させられ南方軍總司令官並に聯合艦隊司令長官に對し左の勅語を賜りたり。

勅語

東印度諸島方面ニ作戰セル陸海軍部隊ハ緊密適切ナル協同ノ下ニ長途幾多ノ困難ヲ克服シテ勇戰奮闘克ク敵航空兵力及艦隊ヲ撃滅スルト共ニ諸方面ニ至難ナル上陸作戰ヲ斷行シ隨所ニ勁敵ヲ破摧シテ神速果敢悉ク其主要根據地ヲ覆滅シ以テ敵勢力ヲ一掃セリ

朕深ク之ヲ嘉尚ス

大本營發表 (一)帝國陸軍は、わが海軍と緊密なる協同のもとに、開戦と同時に南方各方面の敵に對し空陸相呼應して雄渾果敢なる攻撃作戰を開始し、十二月二十五日香港島要塞を、一月二日比島の首都マニラを攻陥し、マレー方面においてはあらゆる困難を克服して長驅神速隨所に頑敵を壓倒撃滅し、二月十五日シンガ

ポール要塞の敵をして無條件降伏せしめ
 以て米英の東亞における三大據點を覆滅
 せり、この間グアム島、英領領ボルネオ
 その他の戰略的諸要衝をも相亞いで攻略
 して敵側の連絡線を寸斷し、また泰緬國
 境シャン山系の天險を突破して深くビル
 マに、更に南方遠く赤道をこえて蘭領東
 印度諸島に作戰行動を開始し、ビルマ方
 面においてはペーゴおよびラングーン周
 邊において敵軍主力を撃滅したる後、三
 月八日首都ラングーンを完全に占領し、

三月七日までの帝國陸軍綜合戦果

種 類	飛 行 機	戰 車	火 砲	機 關 銃	銃 器	自 動 車	鐵 道 車 輛	船 舶	舟 艇	人 員
馬 來	擊墜 (七三) 擊破 (四六)	10	四六	九六六	二八二	六三、三四	三、九四〇	一八五	二九五	八、九七〇
比 島	擊墜 (七三) 擊破 (四六)	10	四六	九六六	二八二	六三、三四	三、九四〇	一八五	二九五	八、九七〇
緬 甸	擊墜 (七三) 擊破 (四六)	10	四六	九六六	二八二	六三、三四	三、九四〇	一八五	二九五	八、九七〇
蘭 印	擊墜 (七三) 擊破 (四六)	10	四六	九六六	二八二	六三、三四	三、九四〇	一八五	二九五	八、九七〇
英 領	擊墜 (七三) 擊破 (四六)	10	四六	九六六	二八二	六三、三四	三、九四〇	一八五	二九五	八、九七〇
ニ ー	擊墜 (七三) 擊破 (四六)	10	四六	九六六	二八二	六三、三四	三、九四〇	一八五	二九五	八、九七〇
香 港	擊墜 (七三) 擊破 (四六)	10	四六	九六六	二八二	六三、三四	三、九四〇	一八五	二九五	八、九七〇

蘭領東印度方面においては三月五日首都
 バタビヤを攻略し爾後敵軍主力をバンド
 ン附近およびスラバヤ附近に兩斷包圍し
 てこれに猛攻を加へ、三月九日遂に敵全
 軍をして全面的無條件降伏せしめ、茲に
 わが陸軍は開戦以來三箇月にして西南太
 平洋における敵聯合軍の主要根據地を覆
 滅し、皇軍の武威を中外に宣揚せり。
 (一)わが占領地は適切なる軍政のもとに
 治安着々回復し、かつ住民の眞摯なる協
 力により復興の氣運熾烈なるものあり。

(二)開戦以來各方面とも將兵の士氣極め
 て旺盛にして、わが軍陣醫學の完璧と相
 俟つて瘴癘酷熱の地に行動すること、す
 でに九十餘日にわたるも熱性疾患極めて
 少數にして作戰上に及ぼすこれが影響は
 殆ど皆無なり。
 註(某兵站病院一月末日における調査に
 よれば入院患者千二百廿二名中マラリア
 患者はわづかに九十名なり)
 (四)開戦以來三月七日までに判明せる帝
 國陸軍の綜合戦果左のごとし。

昭南港特別市市長

大達 茂雄

ペナン島知事

片山省太郎

ジョホール州知事

伊丹 政吉

ケダベルリス州知事

助川 靜二

ケラタン州知事

砂川 泰

ペラ州知事

久保田 峻

ネグリー・スマラン州知事

八 田 三郎

スランゴール州知事

久 慈 學

トレンガン州知事

菊池 慎三

マラツカ州知事

鶴 見 憲

パハン州知事

未決定

三月十二日

麵類販賣價格指定昭和十五年五月告示第

二二七號中改正(農林省告示第一三〇號)

煙草販賣價格指定(農林省告示第一三

二號)甘藷及馬鈴薯最高販賣價格指定昭

和十六年九月告示二第六七號中改正(農

林省告示第一三三號)天鷲絨類最高販賣

價格指定昭和十六年十月告示第九八〇號

中改正(商工省告示第二七一號)カゼイ

ン最高販賣價格指定(商工省告示第二七

二號)普通歴延鋼材及其ノ半製品最高販

賣價格指定昭和十六年七月告示第五八一

號中改正(商工省告示第二七三號)公布

東條首相は戰捷第二次祝賀日の十二日

自然休會中の帝國議會の再開を求め、貴

衆兩院本會議開會の劈頭、重大發言をな

し、蘭印の戴定ラングーンの攻略により

西南太平洋の敵據點は悉くわが手に歸し

大東亞戰爭が畫期的段階に達したのを機

會に、わが進撃の前に横はる濠洲ならび

に印度に對し、わがゆるぎなき大方策を

堂々宣言したすなはち、

一、わが精強な武力に對し自己を防衛出

來ぬ濠洲は、蘭印の轍を踏まざるやう事

態を正視してその態度を改めよ。

二、印度の米英勢力は徹底的に破砕する

印度民衆は『印度人の印度』として共榮

圈建設の光榮を擔ふか永久に米英の桎梏

の下に呻吟するかの最後の決意をなすべ

き秋である。

と呼びかけるとともにラングーン陥落に

よつて孤立せる重慶が米英の笛に踊つて

中華民衆を犠牲としつつある實情に滿腔

の義憤を披瀝し、一方太平洋の新事態を

糊塗せんとする米英の欺瞞に光ちた辯明

と宣傳を完膚なきまでに剔抉粉砕し、最

後に建設戰の本格的舞臺に突入したわが

國民はさらに希望に燃えて征戰完勝に邁

進すべしと要請した。

三月十三日

鐵道技術研究所官制(勅令第一五八號)

簡易生命保險令中改正(勅令第一六二號)

電氣瓦斯稅法施行規則(勅令第一六五號)

日本銀行法施行令(勅令第一七五號)蘭

短纖維最高販賣價格指定(農林省告示第

一三四號)公布

三月十四日

生糸検査規則中改正(農林省令第二九號)

生糸検査所検査及鑑定手數料規則中改正

(農林省令第三〇號)麥酒用大麥販賣價格

指定昭和十五年十月告示第五〇五號中改

正（農林省告示第一三五號）食用漬物、乾物及ジャム販賣價格指定昭和十五年商工農林省告示第二一號中改正（農林省告示第一三六號）油合乾性油最高販賣價格指定昭和十六年十二月告示第八九五號中改正（農林省告示第一三七號）朝鮮大豆最高販賣價格昭和十六年九月告示第六九〇號中改正（農林省告示第一三八號）ゲートル及機織ゲートル用生地販賣價格指定昭和十六年二月告示第一五四號中改正（商工省告示第二七六號）朝鮮大麻混紡ステープルファイバー糸及同織物最高販賣價格指定昭和十六年九月告示第七九四號中改正（商工省告示第二七七號）錫箔販賣價格指定昭和十五年十二月告示第八〇二號中改正（商工省告示第二七九號）公布大本營發表 帝國陸海軍部隊は緊密なる協同のもとに、三月八日未明、ニューギニア島東岸の要衝サラモア並にラエの敵前上陸に成功、十日敵約六十機の反撃ありしも四機を撃墜してこれを撃退目下戦

果を擴大中なり、本戦團において我方の損害左のごとし。

一、沈没擱坐徵用船二隻、輸送船一隻、二、損傷巡洋艦一隻（小破）驅逐艦二隻中（小破）、徵用船三隻（小破）（註）輸送船は上陸完了後にして、戦死一名のほか、人員の損傷なし。

キャンベラよりの英側情報は、日本軍のニューギニア奇襲上陸を左のごとく傳へてゐる、すなはち日本軍輸送船はサラモア（濠洲委任領東北ニューギニア）の沖に八日突如として出現したといはれる、日本軍の奇襲上陸は海軍の砲撃と空軍の掩護爆撃のもとに極めて短時間で見事に敢行され防備に當つてゐた濠洲防衛軍は完全に撤退した、上陸部隊の兵力はいまだ明確にされてゐないが、相當の強力部隊である。

果を擴大中なり、本戦團において我方の損害左のごとし。

一、沈没擱坐徵用船二隻、輸送船一隻、二、損傷巡洋艦一隻（小破）驅逐艦二隻中（小破）、徵用船三隻（小破）（註）輸送船は上陸完了後にして、戦死一名のほか、人員の損傷なし。

キャンベラよりの英側情報は、日本軍のニューギニア奇襲上陸を左のごとく傳へてゐる、すなはち日本軍輸送船はサラモア（濠洲委任領東北ニューギニア）の沖に八日突如として出現したといはれる、日本軍の奇襲上陸は海軍の砲撃と空軍の掩護爆撃のもとに極めて短時間で見事に敢行され防備に當つてゐた濠洲防衛軍は完全に撤退した、上陸部隊の兵力はいまだ明確にされてゐないが、相當の強力部隊である。

大本營發表（一）帝國海軍航空部隊はニューギニア島ポートモレスビーに對し、三月十日までに數次の大爆撃を敢行、同地潜伏中の敵機十六機を撃破炎上し、その重要軍事施設を爆碎せり。

（二）帝國海軍驅逐艦はジャバ海殘敵掃蕩中三月五日英掃海艇一隻を撃沈せり。

獨軍司令部發表

△東部戦線 一、ドネツ地區の防禦戰では有力なる赤軍部隊が攻撃を加へ來つたが反撃撃碎した。

一、北部戦線では數日間にわたる激戰の後、赤軍一部隊を包圍孤立せしめた。

一、三月九日より十二日に至る期間中赤軍戰車五十五臺を擱坐せしめた。

△北阿戦線 一、獨空軍はエジプト海岸の英飛行場、トブルクの英軍集團および陣營に猛爆を加へ大戦果を収めた。

一、獨空軍はマルタ島を爆撃、地上の英飛行機多數を爆碎した。

一、昨十二日の戦況公表で發表せる地中海で獨潜水艦により魚雷攻撃を受けたリアンダー級（七二七〇トン）英巡洋艦は、その後の調査により沈没せることが判明

した。

三月十四日

從四位子爵 澁澤敬三

日本銀行副總裁被仰付

獨軍司令部十四日夕特別發表「獨潜水艦はカリブ海において商船十二隻、總トン數七萬トン（この中三隻は油槽船）を擊沈した、これにより米國參戰以來獨海軍が大西洋水域において擊沈した敵商船は百五十一隻總トン數百二萬九千トンの中油槽船は五十八隻總トン數四十四萬二千トン」となつた。

三月十五日

滿洲國建國十周年の佳年に際し、親邦日本に感謝の至情を披瀝すべく、御親書を捧じた謝恩特派大使張景惠國務總理一行は十五日朝海路〇〇丸で神戸に入港、感激の上陸第一歩を印し同夜神戸驛發列車で一路東上した。十六日午前八時四十分晴れの帝都入りをする。

大東亞戰爭下一大意義深く迎へる靖國

神社春の臨時大祭は四月廿三日の招魂式に引續き廿八日まで六日間にわたり大和櫻に薫る九段の神域でいとも嚴肅に執り行はれるが、臨時大祭に奉仕する榮ある委員長は及川古志郎海軍大將に決定、十五日午後委員長以下各委員左のごとく發令せられた。

海軍大將 及川古志郎

靖國神社臨時大祭委員長被仰付
及川大將謹話 滿洲事變および支那事變において皇國の華と散りましたる幾多の忠靈を護國の神として合祀せらるゝ重大なる祭典を行はせらるゝに際し不肖及川臨時大祭委員長の重任を拜しまして洵に恐懼感激に堪へません、とき恰も皇軍は御稜威のもと各地に連戰連勝して威武を中外に宣揚してをります、この大東亞戰爭下において新たに一萬五千有餘柱の靖國の神をお迎へ致しますことは一入感激を覺ゆる次第でありまして私は齋戒沐浴たゞ赤誠をもつて奉仕しこの重任を果

したいと存じてをります。關係各方面におかれても緊密に連絡せられましてこの國家的大儀に一層の御協力あられんことをお願い致します參拜のためやがて上京せらるゝ遺族は約三萬に達し、しかもその大部分は土地不案内の方であり、また老幼婦女子も多いのでありますから旅行中は申すに及ばず在京中もみなさまの溫き御心添へにより何かと御便宜をはかれまして滞りなく參拜を終へることが出来まことを切に希望致します。

十五日の無名戦士記念祭に當り、ウンター・デン・リンデンの軍事博物館において戦歿勇士慰靈祭がヒットラー總統を始め黨國軍の首腦、樞軸國外交官、遺族等多數出席の下に嚴肅に舉行された、ヒットラー總統は無名戦士の墓前に花環を捧げ、次いでドイツ陸海空軍精銳の行進を閲兵したがヒットラー總統當日の演說詳報左の通り。

「二年前のこの日、この廣間において戰

殺勇士慰靈祭を舉行したときドイツ國民と、その軍隊は二十年を越ゆる屈辱の奴隸制から起ち上つて自由と將來のため宿敵との戦争を開始しつゝあつた、ドイツが何故この戦ひを始めたかといふに、それはドイツ國民が自國に對して加へられた經濟的窮乏と無防備狀態に我慢ならなくなつたからである、現在リオンにおいて行はれてゐるフランス敗戦責任裁判では今次戦争の責任者の罪惡については一言も觸れずひたすら戦備の不足に關してしか述べられてゐない、我々にはこの心理は理解し難いものであるが、恐らくかかる状態こそ今次戦争の原因を何物にもまして明瞭に表現してゐるのであらう。

一九一八年英米佛の政治家達は前大戦の責任者でありながらドイツをして如何なる事情の下においても政治的にはいふにおよはず經濟的にも復興せしめて各國と平等の權利を享有させてはならぬとの狂人じみた結論に到着したのである、この

結論こそ不幸なる休戦の日以來ドイツに加へられたあらゆる不當な措置の根源であつた。ドイツに加へられた強制的條件を變更する力を失つた結果の屈從は政治的、軍事的に不名誉なるのみならず經濟的にも眞に破局的な結果を齎した世界で最も勤勉なドイツ國民がその經濟生活の基礎の崩潰を経験したのであつた。だがドイツ國民の經濟的崩潰は決してドイツの敵の勝利を意味するものではなかつたかくてナチスがドイツで政權を獲得するやドイツの敵は政治、經濟の分野に於るドイツの模範的措置から何物をも學ぼうとはせず却つて彼等の國民を新しい戦争に驅り立てるべく舊き憎惡のスローガを用ひて宣傳を開始した。一九四〇年戦殺勇士慰靈祭を行つた當時我々は已に第一期戦に勝利を占め第二期戦にも成功する確信を抱いてゐた、その後の數々の輝しき作戦は歐洲大陸から敵軍を掃蕩した今日に至つて初めて我々は敵の戦備の如

何に尨大であつたかを知つたのである、我々は史上空前の戦鬪の一年のみならずドイツ國民にとつて最も困難な試煉の一年を経験してきた。ドイツは前線でも銃後でもこの試煉を切り抜けたのであつた今や中東歐で百四十年來最も厳しいといはれた冬も過ぎさつたといへようドイツ軍ならびにその同盟軍の兵士は超人的努力と心身の全精力を傾けた鬪争の結果この試煉に耐へたのである、來る數箇月はソ聯がこの鬪争においてかくも多數のロシア人の生命を犠牲にしたことが軍事的弱點から正當であつたか否かを明かにするであらう、そしてわれわれは次のことを確實に知つてゐる、すなはちボルシェヴィキは來るべき夏の間にわれわれによつて殲滅されるであらうといふことである。世界に新秩序が打ち建てられつつある、東亞では英雄的な日本が陸海空で目覺しい進撃を續け民主主義諸國の據點を打破しつゝある、このとき歐洲でも民主

主義諸國擊擄の前提條件が創造されつつある、現在のドイツが過去の偉大さに匹敵する輝かしい成功を収めつつあるといふ意識をもつて本日の慰靈祭に哀情を捧げる現在の戦争も來るべき平和に比較すれば極めて短い期間で終るであらう、ドイツ國民および兵士の國家に捧げた犠牲に相應しい形でこの平和を實現することこそナチスドイツの使命である。

三月十六日

國民貯蓄組合中改正(法律第八二號)公布
大本營發表 米本土西岸方面に作戦中の帝國潜水艦は三月一日サンフランシスコ沖合において一萬トン級油槽船一隻、同日メンドシノ近海において七千トン級貨物船一隻を撃沈せり。

大東亞戰勃發以來北支の綜合戰果
十二月より二月末まで三箇月間の綜合戰果次ぎのごとし。

△交戦回数四、七五一△交戦敵兵力六九四、四〇一△遺棄死體三三、七九六△

捕虜一五、〇二六△主なる鹵獲品は迫撃砲八五、重機一四、輕機二〇八、小銃一五、五四八、手榴彈五三、七六三
無電機機一

この期間におけるわが方の陣死者五九〇柱、赫々たる戦果の蔭に散華せるこれら英靈に對し深甚の感謝を捧ぐるものなり
御親書を捧持した滿洲國の特派大使張景惠國務總理は既交通部大臣以下の隨員十七名を伴ひ、十六日午前八時四十五分東京驛省列車で帝都に謝恩の第一歩を印した、親邦日本の大らかな抱擁のうちには狂亂怒濤の世界政局を乗切つて逞しくも成長した盟邦滿洲國、菊蘭の契りも堅く輝く建國十年の興隆を親邦日本に感謝の宰相使者である。

アメリカ海軍省公表によれば現在まで西半球水域において敵國の攻撃を受け撃沈された船舶は九十隻に達した、右の内十九隻は油槽船である。

DNB通信ブエノスアイレス電によれば

ばブラジル大統領ヴァルガスは十六日、一九四〇年以來リオデジャネイロ港においてブラジル政府の保護下にあつたデンマーク汽船左記四隻の沒收命令を發したアリゾナ號(六、三八五トン)カリフォルニア號(四、五七六トン)ネウアダ號(三、七六六トン)ハイチアン・リアー號(四、二六九トン)右はデンマークがドイツ軍占領下にあるため敵國船舶として處理したものと見られる。

三月十七日

職員健康保險法施行令中改正(勅令第一六號)大豆油販賣價格指定昭和十五年十一月告示第五七四號中改正(農林省告示第一四四號)大豆サラダ油販賣價格指定昭和十六年三月告示第一二二號中改正(農林省告示第一四五號)菜種及菜種油最高販賣價格指定昭和十六年七月告示第四五二號中改正(農林省告示第一四六號)植物油販賣價格指定昭和十六年一月告示第三五號中改正(農林省告示第一四七號)

油桐實及桐油販賣價格指定昭和十六年三月告示第一一二號中改正（農林省告示第一四八號）冷壓蓖麻子油販賣價格指定昭和十六年三月告示第一五一號中改正（農林省告示第一四九號）椰子油最高販賣價格指定昭和十六年七月告示第五三六號中改正（農林省告示第一五一號）カボツク油等最高販賣價格指定昭和十六年十月告示第七五八號中改正（農林省告示第一五二號）椿種子及椿油販賣價格指定昭和十五年十一月告示第五四〇號中改正（農林省告示第一五四號）蛹サラダ油販賣價格指定昭和十六年二月告示第九七號中改正（農林省告示第一五五號）調合食用油最高販賣價格指定昭和十六年十二月告示第八九四號中改正（農林省告示第一五三號）玉蜀黍油販賣價格指定昭和十五年十二月告示第六二四號中改正（農林省告示第一五六號）富士絹販賣價格指定昭和十五年十月告示第六一五號中改正（商工省告示第二八一號）消防ポンプ最高販賣價格指

定（商工省告示第二八三號）ステープルファイバー莫大製品、綿莫大小製及人絹莫大小製及最高販賣價格指定（商工省告示第二八四號）公布

滿洲國謝恩特派大使張景惠國務總理は入京第二日目の十七日皇室の賓客としての御待遇をもつて隨員とともに宮中に參内、天皇陛下に謁見仰付けられ、建國十周年の佳年に際して親邦日本の皇室をはじめ奉り朝野にたいし感謝の至情を披瀝するため來朝せる使命を恭しく言上、謹んで滿洲國皇帝陛下よりの御親書を捧呈申上ぐれば、長くも陛下には張特派大使にたいし優渥なる御言葉を賜ひ、友邦の隆昌を御慶祝あらせられるとともに一行の勞を憐はせられた由に漏れ承はるが、

天皇、皇后兩陛下にはさらに張特派大使等のために特に午餐會の御催しあそばされて御歡待あらせられ、張特派大使以下はわが皇室の御殊遇と日滿一德一心を思召される畏き聖慮に恐懼感激しつゝ宮中

を退出、ますく大東亞建設の大理想に邁進せんことを誓ひ奉つたのであつた。

勳章御贈與

長き邊りでは謝恩特派大使として來朝した張國務總理及び首席隨員阮交通部大臣ならびに李滿洲國大使の三氏に對し十六日左の如く勳章御贈與の御沙汰あらせられた。

滿洲國國務總理大臣勳一等 張景惠
 旭日桐花大綬章贈與

滿洲國交通部大臣勳二等 阮振鐸

在本邦滿洲國特命全權大使勳二等 李紹庚

勳一等瑞寶章贈與（各通）

大本營發表 帝國海軍潜水艦は目下印度およびビルマ沿岸方面に作戦し、敵海上交通に甚大なる打撃を與へつゝあり、三月十六日までに撃沈せる敵船左の如し。
 (一)コロンボ方面に武装商船二隻六千五百トン、油槽船二隻二萬トン(二)マドラス方面に武装商船三隻二萬四千トン、油

槽船一隻七千トン(三)ラングーン方面
武裝商船二隻一萬九千トン、貨物船一隻
五千トン

陸軍省發表

兒 玉 秀 雄
櫻 井 兵 五 郎
北 島 謙 次 郎

陸軍の事務を囑託す

陸軍事務囑託伯爵

陸軍事務囑託

特に親任官の待遇を賜ふ

陸軍事務囑託

勅任官をもつて待遇せらる

北 島 謙 次 郎
林 久 治 郎
大 塚 惟 精
大 達 茂 雄
片 山 省 太 郎
菊 池 愼 三
伊 丹 政 吉
郡 司 喜 一
杉 田 芳 郎

陸軍少將 砂 川 一 泰
陸軍少將 助 川 靜 二
八 田 三 郎
久 保 田 峻

久 慈 學
千 田 牟 妻 太 郎

任陸軍司政長官(各通)

獨軍司令部は十七日の公表において獨
空軍が東部戦線においてソ聯機七十機を
撃墜破した旨發表した。

英政府筋は十六日クリツプスの訪印に
關し左の如く發表した。スタツフオー
クツプスはすでにロンドンを出發、數日
中に、インドに到着するはずである、ク
リツプスは、インド獨立問題に關するイ
ギリス政府の親書をインド指導者に携行
した。

三月十八日

和文タイプライター及其ノ附屬品販賣價
格指定昭和十五年十月告示第六七三號中
改正(商工省告示第二八七號) 綿織物最

高販賣價格指定(商工省告示第二八八號)
所編毛糸最高販賣價格指定(商工省告示
第二八九號) 毛紡式ステールファイバ
ー糸販賣價格指定昭和十四年十二月告示
第三六三號中改正(商工省告示第二九〇
號) 毛紡式ステールファイバー手編毛
糸最高販賣價格指定(商工省告示第二九
一號) 特免毛製品販賣價格指定昭和十六
年二月告示第一〇〇號中改正(商工省告
示第二九二號) 毛紡式ステールファイ
バー織物梳織織物販賣價格指定昭和十五
年十一月告示第七三四號中改正(商工省
告示第二九三號) 毛織物販賣價格指定昭
和十五年十二月告示第七七九號中改正
(商工省告示第二九四號) 電氣熔接機及同
附屬品最高販賣價格指定(商工省告示第
二九五號) 桐製人形ケース最高販賣價格
指定(商工省告示第二九六號) 更生糸織
物勞働作業衣服販賣價格指定昭和十七年一
月告示第八一號中改正(商工省告示第二
九七號) 莫大小製品販賣價格指定昭和十

六年十二月告示第七八二號中改正（商工省告示第二九八號）公布

三月十九日

大本營發表 一、帝國海軍航空部隊は三月十三日ニューギニア島ポート・モレスビーを襲撃し、敵増援十一機を撃破、更にソロモン諸島フロリダ島およびワナワナ島附近の敵要地を爆撃せり。

二、帝國海軍航空部隊は三月十四日濠洲本土北端ホーン島敵航空基地を急襲し、敵機十四機を撃墜破せり。

ワシントン軍當局のコンミニケによれば、元フイリツピンアメリカ軍司令官大將マツクアーサーは夫人、子供および參謀長少將R・サラランド、參謀代將H・ジョージらの隨員を隨へ十七日空路濠洲に到着した、マツクアーサーは濠洲およびフイリツピン地區の聯合軍の指揮に當るものである。なほマツクアーサーの後任として比島バタアン半島におけるアメリカ軍司令官にはY・ウエインライ

ト少將が任命された。

ルーズヴェルトは十七日記者團との會見において次の如き發表をなした。

政府の召還により前比島高等辨務官セイヤーは目下歸國の途にあり、十七日はホルルルに到着する豫定である、セイヤーは政府と協議終了後、ふたたび西太平洋に赴くはずである。

當地に達したワシントン放送によれば比島戦線における詳細な公報はないが、バタアン半島の米英新聞通信の報道を綜合すると、コレヒドール要塞に對する日本軍の攻撃はこゝ數日苛烈をきはめ恐らく現在進行しつつある世界のどの戦線よりも慍憤をきはめてある、日本航空部隊はたゞ一回の攻撃に〇〇機といふ大編隊をもつて大型爆弾〇〇發以上をコレヒドールに叩きこんであると傳へられ、救援の望みも絶えた敵は降伏か死かの岐路に立つ抗日軍の末路を経験してゐる。

北部スマトラ上陸〇〇部隊はほとんど

スマトラ全土に進駐をはり、目下行政機關の接收、在留邦人の救出、治安の確保に不眠不休の活動をつづけてゐる。各州政府の接收手續もほとんど完了した。

比島バタアン半島攻略戦に邁進中の陸軍部隊に協同、附近一帯の海域を完全に制壓してゐるわが帝國海軍部隊はさらに積極的行動を開始し、バタアン半島外郭のミンダナオ、セブ、ミンドロ諸島等隨所に蠢動する敗殘敵兵を索めて、空に海に殲滅戦を續けてゐるがその間の主な戦果は次の如くである。

米海軍省は十八日米潜水艦シャーク號（一、三一五トン）が南太平洋より未だ歸還せざるをもつて撃沈されたものと認めると發表したが、同時に米潜水艦シーライオン號（一、四五〇トン）も重大損傷を蒙つた爲廢棄するの外なしと公表したワシントン海軍當局の發表によればスマバヤ船渠で修繕中の米驅逐艦ステューワート號は日本軍奇襲上陸前に出港不可能の

ため破壊したと。

米政府は十八日『十五日朝三隻の敵潜水艦が米國大西洋岸で一中型米商船に魚雷攻撃を加へ、これを撃沈した』と發表したが、十八日の米海軍省發表も大西洋方面でさらに二隻の米商船が撃沈されたことを明かにした。

十八日ドイツ軍發表もドイツ潜水艦は米國沿岸において商船五隻合計四萬一千トンおよび海岸哨戒艇一隻を撃沈した。

三月九日蘭印の全面降伏と同時にスラバヤに陸上より進入した海軍先遣部隊は直に港灣諸施設の接收を開始したがわが海鷲の猛爆、艦艇の砲撃で同港内外に沈没擱坐せる敵船舶は總計五十四隻に達してゐる、すなはち商港内に沈没せるもの三十五隻、商港外に沈没擱坐せるもの十五隻、南港入口に二隻、軍港入口に一隻スラバヤ港水道に一隻何れも沈没、これらの船舶は何れも盡く引揚可能である、また掃海作業も進捗すでに機雷〇〇箇

を處分した。

東海道新幹線中の最難關新丹那トンネル暗れの起工式は二十日、熱海口掘鑿地點を式場に、鐵相代理長崎次官、小林建設局長をはじめ官民五百餘名列席の上嚴かに執行された、新トンネルは總工費二千五百萬圓八年後完成の豫定。

蔣介石は去る十一日重慶に張群、商震何應欣、賀國光など黨政首腦部を招集協議の結果。

- 一、英重慶合作委員會をインドに組織
- 一、支那戦線の練兵站基地をインドに設置

一、重慶インド相互に特別代表を交換
 一、聯合國軍事會議の支部をインドに設置
 一、聯合國軍事會議の支部をインドに設置
 一、重慶インド兩戦線の連絡を強化
 一、四項目を決定、張群を代表使節としてインドに派遣し、米の駐印使節ルイス・ジョンソン元國務次官補、英の特派大使クリップス等と協議させることになつた
 一、西貢よりの外雪によれば、セイロン島

首都コロンの行政機關は十三日來郊外の安全地帯に避難した、英政府は市民に對しても警告を發し至急郊外に避難することを奨めてゐるが、商館の大半はすでに奥地に避難した。

三月二十日

- 食糧證券發行規程(大藏農林省令第一號)
- 兵役法施行令ニ依ル徵募區及検査區昭和七年省令第二二號中改正(陸軍省令第一二號)
- 陸軍技術有功章令施行規則中改正(陸軍省令第一四號)
- 珈琲最高販賣價格指定(農林省告示第一六七號)
- 炊事家具最高販賣價格指定昭和十六年十一月告示第一一一二號中改正(商工省告示第三〇〇號)
- 硝子屑販賣價格指定昭和十六年三月告示第一六一號中改正(商工省告示第三〇一號)
- 醫科大學官制中改正(勅令第一八二號)
- 物品稅法中改正法律附則第二項及第三項ノ規定施行ニ關スル件(勅令第一九五號)
- 廣告稅法施行規則(勅令第一九七號)
- 所得稅法施行規則中改正(勅令

第一九九號)臨時利得稅法施行規則中改正(勅令第二〇〇號)營業稅法施行規則中改正(勅令第二〇一號)法人稅法施行規則中改正(勅令二〇二號)相續稅法施行規則中改正(勅令第二〇三號)入場稅法施行規則中改正(勅令第二〇四號)木材統制法施行令中改正(勅令第二〇八號)郵便貯金利率令中改正(勅令第二〇一一號)公布

二十日夜上海で聽取したサンフランシスコ放送によればニューギニヤに上陸した日本軍はサラモアの奥地深くマールカム河に沿ひマールカム溪谷を目指して猛進撃を續行中で、未だ戰況詳報に接しないが日本軍がマールカム溪谷を通過すればモレスビー背後の一次平原が展開するので、この方面で日本軍と米、濠聯合軍との間に大遭遇戰の火蓋が切られるであらう。

キャンペラ發ロイター電日本航空部隊は二十日二回にわたりニューギニヤのポート・モレスビーを空襲した、第一回

は同日早朝突如として同飛行場を空襲、〇〇フィートの低空飛行を敢行して地上の航空機目にかけて銃撃を加へ悠々二回にわたり旋回して飛去つたが一時間を経て再び現れて爆撃を行つた。

情報局發表 日ソ漁業條約締結に關する交渉は昨年も引續き進行中なりしが、偶獨ソ戰勃發せる等のため中絶の形となり昨年末までに右長期條約に關する交渉成立するに至らざりしを以つて十二月以來現行漁業條約の效力を本年末までに延長せしむる暫定取極締結方話合中のところ今回妥結に達し、三月二十日クイブインエフ市において建川大使とヴィンスキエフ外務人民委員代理との間に右暫定取極の調印を了せり。

獨軍司令部發表

一、ドイツ軍は東部戰線における昨日の戰鬪で赤軍機四十二機を撃破した、うち四十二機は空中戰で獨機が撃墜したものである、獨機中基地に歸還せざる

もの五機。

一、スペイン軍第四十六聯隊は二月初めより東部戰線において優勢な赤軍の攻撃を幾回となく撃退し多大の損害を與へた、同聯隊は最近十一日間に百六十二臺の赤軍戰車を撃破した、さらにルーマニア軍第三十三聯隊も東部戰線に勇敢に戦ひつゝある。

一、獨空軍はマルタ島を連爆、飛行場ならびに要塞に損害を與へた。

一、英本土近海に活躍中の獨空軍は十九日ポロランド南方で六千噸商船一隻を撃沈、中型商船二隻を大破せしめた。

一、三月十日より十九日に至る期間において英空軍に與へた損害は六十二機でそのうち三十八機は地中海ならびに北阿において獨空軍が撃墜したものである。

第三十八回支那事變生存者論功行賞(陸軍第三十一回)は二十日陸軍省ならびに賞勳局から發表された、今次行賞には

長くも金枝玉葉の御身をもつて親しく大陸の戦野に進ませ給うた少將李王垠、大佐賀陽宮恒憲王、同秩父宮雅仁親王、中佐閑院宮春仁王、大尉竹田宮恒徳王、中尉東久通宮盛厚王各殿下を始め奉り(一)

三月二十一日

は一部の將官と文官功績を有する等のためなほ調査を要する若干の保留者および部外者を除き、全部發令せられ合計數百萬人の多きに達した。

技術部隊、陸上輸送隊及び補給諸廠の三種部隊(二)各集團の直轄部隊長及び軍

第三十九回支那事變生存者行賞(陸軍第三十三回)は二十一日陸軍省並に賞勳局から發表された、今回恩賞に浴したの

屬(三)戦地において功を樹てその後滿洲又は内地の部隊に轉屬しその轉屬部隊より上申せられた事變關係者の殘部(四)

は支那事變における軍司令官の一部及び其他の十四將官で畑、寺内兩大將、岡村中將は特旨功一級梅津中將安藤中將板垣中將後宮中將は功二級を賜はつた。

滿洲における馬廠及び補給諸廠(五)支那、滿洲、内地における日本赤十字社救護班(六)内地において事變勤務に従事した各官衙及び解除部隊の全部に屬する

第四十九回支那事變死歿者行賞(海軍第二十四回)と第三十七回支那事變生存者行賞海軍第十回が二十一日海軍省なら

軍人及び軍屬で、そのうち金鷄勳章を授賜せられた勇士は九百六十七名、殊勳甲

びに賞勳局から發表された、今回行賞の恩典に浴した死歿者は昭和十五年四月二十九日附すでに第一次賞賜を受け、その

は原田鶴吉大佐以下二十九名でさる、また日赤救護看護婦及び内地における各工廠の工具等が多數敘勳の御沙汰を拜したのは恐懼感激に堪へないところである。

後さらに事變勤務に従事し功績あるものおよび同日以後初めて事變勤務に服し功績ある者のうち、昭和十六年五月九日ま

今回をもつて生存者に對する第一次行賞

での戦死者と戦傷死者三十名で一昨年七月南支方面で某重要任務に従事中壯烈な戦死を遂げた根木純一大佐、昨年二月大角大將と共に南支で飛行機事故で殉職を遂げた立見忠五郎主計大佐を始め主として中南支に奮戦した陸戦隊の勇士で、第二次行賞の光榮に浴したものである、また今回行賞の恩典に浴した生存者(昭和十五年五月以降の死歿者若干名を含む)のうち殊勳者は五百八十五名で主として海上部隊、陸戦隊及び航空部隊の將士で特に功績拔群の爲優賞せられた者は八十六名である(なほ全員に對し賜金の行賞があつたが省略する)

政府は勳任官ならびに同待遇者であっても家族手當の支給をうけた奏任官との間に給與の權衡を失するやうな場合は、特に勳任官に對しても家族手當を支給し得ることとし、また臨時家族手當の支給額は月額三圓に扶養家族の員數を乗じて得た金額で從來の如き限度を設けずに支

給の方針であるが、俸給と手當を合して月額三百五十八圓以上のものに對してはそれ以上支給しないことと改め、臨時家族手當支給に關する勅令案要綱を二十日の閣議に附議決定したので、近く公布の上、四月一日より實施することとなつた

三月二十二日

海軍少將 大西瀧治郎

補海軍航空本部總務部長

ケソン前フイリツピン大統領はかねて米軍によりイロイロの郊外にあるユニアツク航空會社社長ユヘニオ・ロペスノ邸宅において軟禁されてゐたが持病が悪化し咯血を続け重體であると傳へ、ある情報に略血の結果つひに死亡したといひ、また別にマツクアサー等の濠洲逃亡に同行を拒んだため米軍の手で殺害されたとも傳へてゐる、いづれにしても比島の再建の力強い發足を外に、頗る暗い状態にあることが推察され、曾ては比島世界の獨裁者に近い存在にあつただけに、比

島民衆に強い衝動を與へてゐる。

ポト・モレスビーは二十一日またまた二回にわたり熾烈なる日本航空部隊の爆撃に曝され諸施設はあらゆる機能を喪失したことを外電は傳へてゐるが、これと併進する日本軍東岸上陸部隊の猛進を二十一日のシドニー放送はつぎのごとく報じてゐる、目下日本軍はマルカン溪谷を確保せんと遮二無二進撃を續けてゐる同溪谷のジャングル地帯は極めて不健康な地帯である、マラリヤを克服せねばその進出は不可能だと防禦力を失つた聯合軍の頼みの綱はこの自然の障礙にあり、さらにまたニューギニヤを南北に切斷する標高三、四千メートルの嶺々たる山脈であるが、皇軍の旺盛なる士氣はあらゆる障礙を壓倒して戦果を擴大、モレスビーの孤立化をいよゝ深刻ならしめてゐる。

サンフランシスコよりのK・G・E・J放送によれば西南太平洋聯合軍副司令

官および米空軍司令官を兼任してゐたブレスト中將はキャンベラに到着、二十一日カーチン首相と會見したが、さらに濠洲空軍司令官の兼任を命ぜられた。これにより西南太平洋聯合軍最高司令官の兼子はことごとく米陸軍將官によつて占められ、濠洲軍最高司令官は現在の職能のほとんど全部を喪失し、單に行政機關として残存するのみとなつた、かくて濠洲の對米依存はいよゝ強くなつた。

獨軍司令部二十一日正午發表

一、ケルチ半島方面戦線では赤軍は二十一日も無益な攻撃を繰り返すのみでこの日も戦車十六臺を破壊された。
一、獨急降下爆撃隊はセバストポリ要塞港内で四千トン級商船一隻を撃沈、大型油槽船一隻に大損害を與へた。
一、更に附近の造船所、發電所、燃料倉庫に猛爆を加へた。

一、獨軍はドネツ地方及び中部北方の戦線で赤軍の襲撃を撃退し更にこれを追

擊多大の戦果を収めた。

一、獨軍重砲隊はレニングラードの赤軍重要軍事施設に猛砲撃を加へた。

一、三月十三日から二十日迄に赤軍が喪失せる飛行機總數は三百八十六機に達したが、内二十八機は空中戦で、十四機は地上砲火により撃墜、殘餘は地上において破壊されたものである。この期間獨軍が東部戦線で失つた飛行機數は二十二機である。

一、獨戰團機隊はこの日もマルタ島爆撃を敢行、ラ・ヴァレッツタ飛行場に數回にわたつて猛爆を加へた。

一、獨潜水艦隊は米沿岸ならびにアフリカ沿岸水域で敵商船六隻合計トン數三萬五千トンおよび米沿岸防備艦一隻を撃沈した。

一、英本土周邊水域で獨空軍は護送船團を襲撃四千トン級輸送船一隻を撃沈、他の大型商船一隻を爆撃大損害を與へた。

ワシントン來電によれば、米軍當局はフライツピン戦線につき左の如きコミニケを發表した。日本軍比島戦線司令官は二十二日正午米比聯合軍司令官ウエインライト中將に對し降伏勸告狀を提出した。

イタリヤ軍司令部二十二日發表
一、キレナイカ地區において樞軸陣地を

突破せんとした英軍部隊は空軍部隊の協力により直ちに撃退された、空軍部隊は大膽なる急降下爆撃あるひは低空からの機銃掃射を浴びせ英軍の戦車多數を破壊または使用不能に陥らしめたこの戦團において獨軍戦團機はカーチス・ホーク機三臺を撃墜した。

一、西部地中海において樞軸空軍部隊は小型英商船二隻を空襲、一隻を炎上せしめたほか他の一隻にも重大損傷を與へた模様である。

一、地中海において樞軸側驅逐艇は英潜水艦四隻を撃沈した。

ワシントン來電によれば、米海軍省は米商船三隻が十八、九の兩日にわたり大西洋で潜水艦の魚雷攻撃を受け沈没、また三月十五日から二十一日に至る過去一週間の損失船舶は米國船五隻、他の聯合國船一隻、合計六、今次戦争勃發以來大西洋において潜水艦攻撃により沈没した米貨物船は四十隻であると發表した。

三月二十三日

不動産登記法施行細則中改正（司法省令第一三號）郵便規則中改正（逓信省令第一八號）電話規則中改正（逓信省令第三一號）電話通話規則中改正（逓信省令第三二號）豫約新聞電話規則中改正（逓信省令第三三號）外地電話通話規則中改正（逓信省令第三四號）市内専用電話規則中改正（逓信省令第三六號）郵便爲替規則中改正（逓信省令第四〇號）郵便振替貯金規則中改正（逓信省令第四二號）食用鮮魚介類最高販賣價格指定昭和十六年九月告示第六四〇號中改正（農林省告示第

一七〇號) 桑皮最高販賣價格指定 (農林省告示第一七一號) 防空用防毒面及防空用防毒服最高販賣價格指定昭和十六年八月告示第六八三號中改正 (商工省告示第三〇四號) 銅半田鑛最高販賣價格指定 (商工省告示第三〇五號) 公布

戰時財政の強化 浮動購買力の吸收、通信事業の整備等戦争下幾多の工作を盛つた郵便及び電信電話料金の引上げはいよゝ四月一日から實施されることとなり二十三日付官報で公布される、改正料金は次の通り

内國郵便

(一) 通常郵便
△第一種 有封書狀二十グラムまで 五錢

特別取扱

書留料 十二錢

配達料 普通地域 (現在八錢の地域及び配達局より四キロ以内の地) 宛十二錢

特別地域 (普通地域以外の地) 宛十六キ

〇迄五十錢、以上四キロ迄毎に五十錢、日滿小包料金 一キログラム迄六十錢、二キログラム迄八十錢、三キログラム迄一圓毎に五錢
印刷書狀百グラムまで毎に四錢

△第二種

通常はがき二號 (改正なし) 往復はがき四錢 (改正なし) 有紙はがき五錢
小包郵便

内地相互間 (單位錢)

(普通)
五百 一距 二距 三距 四距
迄 まで まで まで まで
一五 二〇 三〇 四〇 五〇

(書留)

二五 三〇 四五 六〇 七五
内地外地間

(普通)

三〇 四〇 六〇 八〇 一〇〇
(書留)
五〇 六〇 八〇 一〇〇 一二〇

内國電報

通常電報の基本料 (和文十五字以内歐文

五語以内) は内地間の官報私報及び内地外地間の官報については和文歐文を問はず三十錢を四十錢に内地外地間の私報については和文四十錢を四十五錢に歐文四十五錢を五十錢に又累加料 (和文五字以内歐文一語毎) は凡て五錢を七錢とする
市内電話

度敷料金については東京、大阪では三錢を五錢に其他の度敷制施行局では四錢とした。

三月二十四日

船員徵用令中改正 (勅令第二三四號) 戰時海運管理令 (勅令第二三五號) 公布
軌道運輸規程大正十二年十二月省令第四號中改正 (鐵道省令第六號) 電氣計測器販賣價格指定昭和十六年三月告示第三〇六號中改正 (商工省告示第三〇六號)
三月二十五日
戰時海運管理令施行規則 (逓信省令第四六號) 戰時海運管理令ニ基ク船運營業令

ノ登記及清算ニ關スル件（逓信司法省令
 第二號）學校卒業者使用制限令施行規則
 中改正（厚生省令第一二號）昭和十七年
 以降黃蜀葵產最高販賣價格指定（農林省
 告示第一七五號）國産ビツチコークス最
 高販賣價格指定（商工省告示第三〇八號）
 格外人絹糸織物最高販賣價格指定（商工
 省告示第三〇九號）綿織物最高販賣價格
 指定昭和十七年三月告示第二二八號中改
 正（商工省告示第三一〇號）空氣電池最
 高販賣價格指定（商工省告示第三一一號）
 公布

警保局事務官 永 岡 文 男

任警視廳保安衛生部長（三）

警視廳警務部長 齋 藤 亮

保安衛生部長兼補を免す

大本營發表 帝國海軍航空部隊は三月十
 七日以來連日濠洲本土北部、ニューギニ
 ヤ島、ソロモン諸島並にベンガル灣アン
 ダマン諸島一帯を制壓、敵要地を爆撃し
 その軍事施設を破壊せり、主なる爆撃箇

所次の如し、ポート・ダーウイン、ダー
 ビー、ブルーム、ウインダム、ホーン島
 （濠洲）ポート・ヒレスビー（ニューギニ
 ヤ島）ツラギ（ソロモン諸島）ポート・
 プレア（アンダマン諸島）

蘭印軍降伏の前日バンドン市民から全
 市民の聲としてスタルケンボルグ總督に
 提出された「降伏勸告狀」が二十三日總
 督の私邸からわが〇〇機關によつて發見
 されたが「萬一總督が降伏に應ぜねば大
 衆の殺戮者と見做す」とあり、勸告狀と
 いふよりむしろ脅迫狀で、戰意なき戰を
 米英や蘭印政府に強ひられた大衆の氣
 持、とくに祖國なきオランダ民衆の心情
 と、皇軍の一撃に混亂その極に達した空
 爆直前の狀況が偲ばれ、スタルケンボル
 グが七日夜この書翰を手にしてどんな顔
 をしたか日本國民には想像もおよばぬ痛
 快な文面である、以下その全文
 「バンドン大衆の輿論として閣下に呈す
 事應はすでに絶望なり、こゝにいたれば

降伏ももはや恥辱にあらず、バタバヤ、
 スラバヤ、スマラン、バイテンゾルグ、
 スラカルタ、カリジャヤチ等々はすでに敵
 の手中にあり、チラチャップ、バンドン
 の連日猛烈な爆撃下にあり、バンドン
 の一般市民は食ふに食なく續々市外に脱
 走しつゝあり、蘭印空軍は潰滅せられ、
 海軍もまた同じ、蘭印軍は疲勞その極に
 達して食糧補給の途なく、空腹は甚しく
 二十四時間以上何らの食物をも與へられ
 ざることむしる通例とせり、バンドンに
 おいては店舗は大部分その戸を閉ぢ最早
 食糧を買ふ術なし貴官がこの書翰御入手
 後二十四時間以内に戦闘中止の處置に出
 でざる場合、大衆は貴官を大衆殺戮者と
 見做すべく、貴官は死後に至るも怨恨の
 的となるべし、マレーにおけると同じく
 戦闘を中止すべし、率直に敗北の苦杯を
 呑まん、いまに至ればこの苦杯はすでに
 屈辱にあらず、躊躇の時期にあらず、即
 決を要す。

この勸告文は蘭印大衆の名において、有力者からスタルケンボルグに提出されたもので、蘭印軍からの降伏軍使は八日夜十一時わがバンドン方面〇〇部隊に送られてゐる。

大本營陸軍報道部長谷萩那雄大佐は連敗に惱む敵側がデマ宣傳によつて窮境を打開せんとしつゝある實情を指摘し、「敵側宣傳を衝くと題し痛烈なる反駁を去る十七日より海外にむけ放送した、樞軸國等ではこれを各國語に翻譯して再放送するなど全世界に甚大の反響を興へてゐる。

メルボルン來電によれば、日本航空部隊は二十三日午後ニューギニアのポートモレスビーに對し白晝大爆撃を敢行、前後二回にわたつて痛烈なる攻撃を加へ諸軍事施設に甚大な損害を興へ各所に大火災を生ぜしめたが詳細はいまだ判明しない。

内務省では國土局勸任技師級の異動を

行ひ谷口技監以下勸任技師七名勇退、部内の刷新を圖ることとなり二十四日の閣議に附議して二十五日左のごとく正式發令する。

東京土木出張所長 鈴木 雅次

任内務技監

東京土木出張所内務技師 岩澤 忠恭

命國土局道路課長

内務省港灣課内務技師 島野 貞三

命國土局港灣課長

東京土木出張所内務技師 山下 輝夫

命東京土木出張所長

國土局港灣課長 高橋嘉一郎

命大阪土木出張所長

國土局道路課内務技師 和田 重辰

命横濱土木出張所長

新潟土木出張所内務技師 山田 三郎

命新潟土木出張所長

下關土木出張所内務技師 鮫島 茂

命下關土木出張所長

内務技監 谷口 三郎

大阪土木出張所長 佐藤 利恭
河川課内務技師 赤木 正雄

新潟土木出張所長 浦 孚

下關土木出張所長 金森 誠之

横濱土木出張所長 三輪 周藏

國土局道路課長 金子源一郎

依願免本官(各通)

三月二十六日

漁具用及漁網仕立用綿糸最高販賣價格指定(農林省告示第一七八號)糊料遮光

幕最高販賣價格指定(商工省告示第三一七號)桐箱類最高販賣價格指定(商工省

告示第三一八號)和紙販賣價格指定昭和

十六年二月告示第一五三號中改正(商工

省告示第三一九號)卷障子紙等販賣價格

指定昭和十五年十二月告示第八〇八號中

改正(商工省告示第三二〇號)公布

大東亞戰下の第七十九通常議會は、歴

史的な成果を収めて二十五日會期を満了

したので、二十六日貴族院において閉院

式が嚴肅に舉行せられた、定刻同十一時

東條首相は、恭しく玉座に向つて最敬禮ののち、稻田内閣書記官の捧持せる勅語書を奉じ、諸員最敬禮の裡に優渥なる勅語を奉讀し、次で松平貴族院議長勅語書を拜受し、同十一時五分滞りなく式を終了した。

勅語

朕貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク
朕本日ヲ以テ帝國議會ノ閉會ヲ命シ併セテ卿等克ク朕カ意ヲ體シ協贊ノ任ヲ竭セルノ勞ヲ嘉獎ス

大本營發表 帝國陸海軍部隊は、三月二十三日未明、南アンダマン島ポルト・ブレアに奇襲上陸を政行し、同島英軍をして無條件降伏せしめたり。

二十三日未明ベンガル灣の要衝南アンダマン諸島を攻略した帝國海軍艦艇は二十四日イラワジ河河口に達し機雷の處分障碍物の排除等水路を啓開しつゝ湖江、翌二十五日エレフアント・ポイントの上流三十マイルのラングーン内港に堂々入

港した、わが艦艇のラングーン入港はベンガル灣、印度洋への制壓を加重したもので印度の脅威は更に深刻なものがあらう。

日本軍によるアンダマン島占領に關しデリー・ユクスプレス紙は二十六日左のごとき論評を掲げてゐる。

「日本軍はベンガル灣に海、陸の基地を獲得、英のカルカッタ、濠洲間の航路を完全に遮斷する位置に立ちまたマドラスセイロン島などへの長距離爆撃も可能となつた、かくてカルカッタが或る程度孤立状態に陥つてゐる現今、ビルマおよび重慶への補給はボンベイより陸路を輸送されねばならなくなり前より長時日を要する羽目となつた、かかる現状を見るときセイロン島は我等聯合軍の海軍基地として是が非でも死守されねばならぬ何となれば夥しい日本海軍部隊が印度洋に現はれることも可能となつたからである。去る二十一日中部地中海における英護

送船團攻撃につきデョルナン・レジタリア紙特派員は某空軍基地から次のごとく報じてゐる。

英軍艦、商船合して二十四隻は撃沈され、或は損傷を蒙つた、即ち伊空軍は巡洋艦一隻、他の軍艦一隻一萬トン、輸送船一隻合計三隻を撃沈、一方獨空軍は輸送船三隻（總トン數一萬八千トン）を撃沈、さらに輸送船三隻、巡洋艦一隻、驅逐艦一隻に損傷を與へた、また伊雷擊機は巡洋艦四隻（うち一隻には二發命中）驅逐艦二隻、輸送船三隻に損傷を與へ、さらに伊艦隊は巡洋艦一隻、驅逐艦二隻また伊潜水艦は種類不明の一隻に損害を與へた、かくて撃沈艦船は六隻、損傷艦船十八隻に上る、右海戦にはリビア、シチリア島に基地を有する伊雷擊機二十機が參加した。

青森縣書記官總務部長 岡 利和
鹿兒島縣書記官總務部長 熊野 周二
山梨縣書記官總務部長 福光 正義

愛知縣書記官學務部長 藤澤喜久郎

任陸軍司政官勅任待遇(各通)

東京市主事 高村佐久治

中島 義平

任陸軍司政官(各通)

地方事務官 五十川捨造

任北海道廳部長(拓殖部長)

同 中津 忠次

任栃木縣書記官(學務部長)

同 八田 健次

任長野縣書記官(學務部長)

同 持永 祐宣

任三重縣書記官(經濟部長)

同 内務事務官 水野 鏡一

任熊本縣書記官(經濟部長)

三月二十七日

永代借地權ノ整理ニ關スル件(勅令第二

七二號)防空建築規則中改正(内務省令

第一五號)防火改修規則(内務省令第一

六號)農地開發法施行規則中改正(農林

省令第三二號)下駄箱最高販賣價格指定

昭和十七年二月告示第一七三號中改正

(商工省告示第三二二號)中小商工業者職

業轉換促進ニ關スル件(内閣訓示號外)

公布

陸軍航空士官學校第五十五期生徒晴の

卒業式は長くも大元帥陛下の行幸を仰ぎ

奉つて二十七日埼玉縣豐岡町の同校で舉

行された。

特命全權公使 三谷 隆信

任特命全權大使佛國駐劄被仰付

大使館參事館 原田 健

任特命全權公使「ヴァアテイカン」市へ出

張被仰付

リスボン來電によれば米大統領ルーズ

ヴェルトは陸軍長官スナムソンを罷免し

て駐英大使ワイナントを陸軍長官に据ゑ

スナムソンを英國に派遣するのではない

かと傳へてゐる。

わが國とローマ法王廳との關係は紀元

二二〇九年(天文十八年)東洋大使とし

て鹿児島に上陸したフランシスコ・ザヴ

エリオの布教以來これを信仰して九州の

切支丹諸大名といはれるに至つた大友、

大村、有馬の三大名が紀元二二四二年(天

正十年)伊東マンシオ等十六歳以下の少

年使節を遣歐使として派したので、始ま

る、彼らは三年の歳月を費し二二四五年

ローマにおいて法王に謁見した、二二七

五年(慶長十九年)には伊達政宗の使節

支倉常長が渡歐した、その後間もなく豊

臣秀吉の切支丹教禁止となり、徳川時代

の長い鎖國は彼我の關係を全く絶つた、

安政條約、續く明治維新となつて基督教

の布教は復活し、大正八年ローマ法王廳

からフマソニービオンジ初代駐日使節が

來朝するに至り、大正十二年頃にはわが

國からも公使派遣の議が起つたが、佛教

徒の反對、ヴァアテイカンが未だ國家とし

ての地位を認められてゐないこと等の理

由により沙汰止みとなつた、昭和四年伊

國とのラテラン條約締結によりヴァアテイ

カン市を國家として認められるに至りヴ

アテイカンの國際法上の地位は確立し、爾後、各國はこれに大公使を派遣するに至つた、現在獨、伊、佛、西ほか南米諸國等十四ヶ國は大使を洪國等十九ヶ國は公使を、また米英兩國は外交使節を派遣してゐる、なほ現駐日ローマ法王廳使節はポール・マレラ大司教で第四代目の使節である。

補學務部長

長野縣書記官 中村 勝治

同

三重縣書記官 宇佐川 秀

補經濟部長

熊本縣書記官 前田豐次郎

同

三月二十八日

健康保險法施行令中改正（勅令第二九一號）

總力戰研究所研究生規程中改正（閣令第六號）

昭和十七年法律第三十四號附則ニ依ル扶助料ノ更正手續（閣令第八號）

鐵鋼統制規則（商工省令第二六號）

電力管理法施行規則中改正（逓信省令第四九號）

日本發送電株式會社業務規則中改正（逓信省令第五〇號）

配電株式會社電氣料金規程（逓信省令第五一號）

陸運統制令中軌道事業ニ關スル部分ノ施行ニ關スル件（鐵道内務省令第一號）

簡易生命保險規則中改正（厚生省令第一四號）

簡易生命保險支那事變特別取扱規則中改正（厚

生省令第一五號）版又ハ屑ノゴム（輸入品ヲ除ク）最高販賣價格指定昭和十七年一月告示第三七號中改正（商工省告示第三二六號）

塗裝遮光幕最高販賣價格指定（商工省告示第三三三號）

洋紙販賣價格指定昭和十五年十月告示第五九〇號中改正（商工省告示第三三四號）

天鷲絨類最高販賣價格指定昭和十六年十月告示第九八〇號中改正（商工省告示第三三五號）

公布 天津舊英租界の行政の國民政府への移管式は諸國民政府外交部長、王華北政務委員會委員長らを迎へ、二十八日午前十時

天津英租界工部局會議室で天津防衛司令官と溥天津特別市長との間に行はれたが、同地區は天津特別行政區と稱せられ區長に方若氏が就任した。

國民政府汪精衛主席は遷都二周年記念日を前に二十八日午後三時より公館において日華記者團と會見、質問に答へて大東亞戰下における中國の東亞防衛責任は既に理論から實行の段階に入つてゐること

兼補拓殖部長

北海道廳部長 鈴木 脩藏

補學務部長

栃木縣書記官 市岡 駛郎

同

長野縣書記官 引田 重夫

兼補經濟部長

三重縣書記官 岩重 隆治

同

熊本縣書記官 武島 一義

補拓殖部長

北海道廳部長 石坂 二朗

栃木縣書記官 松永 謙三

と中國は單に後方の責任を果さんとするのみでなく、戰爭完遂後の東亞の建設に對し中國の分擔し得る要件を準備する用意あることを述べ、具體的建設狀況を概述した後、英米依存の夢よりさめざる重慶側の矛盾を痛烈に指摘した談話要旨つぎのごとくである。

三月二十九日

大東亞戰はジャバにおける蘭印軍の無條件降伏とビルマ・ルートの基點ラングーンの攻略により赫々たる戰捷の記録をもつて第一段階を畫した、即ち對日包圍陣を形成してゐた戰略據點は開戦僅かに三箇月にして全面的に覆滅し、逆に敵據點はことごとくわが進攻據點と化するとともに友邦泰國、佛印と共に、フィリッピン、マレー、蘭印、ビルマを網羅する共榮圈全域に互る雄渾なる歴史的建設の輝かしき時代に入つた、しかし一方この南方における赫々たる戦果に眼を奪はれて北中南支作戦における皇軍の勇戦奮闘

を忘却する傾きがあるのではあるまいか
重慶側も大東亞戰の勃發によつて日本軍が支那方面から兵力を減ずるものと希望的觀察を下してゐたが事實は全くその反對であつた、去る一月六日大本營陸軍報道部長談に明示されたごとく、南方において大作戦が展開されてゐる間も「皇軍は支那から一兵たりとも減退することなく嚴然として重慶軍の撃碎に努めつゝあつた……この成果こそ今次皇軍の南方に對する大作戦の背後を安全ならしめてゐる」ものであつた、即ち北中南支に互りわが軍は昨年十二月八日から今日まで大作戦は實に二十七回、その他の交戦回数は十二月と一月の二箇月だけで四千四百七十四回一箇月平均實に二千回といふ驚くべき多數に及んでゐた。

獨軍司令部二十九日發表
米國海岸沖合で獨潜水艦が行動開始以來大西洋各水域で獨潜水艦の撃沈せる油槽船の数は七十三隻に上つた、なほ同水域における米

英側の船舶損失は總計百三十萬トンに達した。

獨軍最高司令部二十九日發表
獨潜水艦はまたも英米船舶に對し新しき成功を勝ち得た、すなはち北大西洋および米國沿岸沖合で油送船八隻合計七萬三千九百トンをふくむ敵貨物船十六隻總計十一萬六千トンを撃沈した。

三月三十日

陸軍省官制中改正（勅令第三〇〇號）
陸軍補充令中改正（勅令第三二四號）
内務職員共濟組合規則昭和十五年十二月省令第四一號中改正（内務省令第一七號）
内務省土木共濟組合規則大正十二年七月省令第二一號中改正（内務省令第一八號）
商刷子販賣價格指定昭和十五年十二月告示第八五二號中改正（商工省告示第三三六號）
絹糸布屑、人造絹糸布屑、ステール、アルファアイバー糸布屑及麻糸布屑等購入及販賣價格指定昭和十六年五月告示第三七七九號中改正（商工省告示第三三八號）

絹紡糸種類及最高價格ニ關スル件昭和十四年十月告示第二六七號中改正(商工省告示第三三九號)製鋼用全鋼最高販賣價格指定(商工省告示第三四〇號)公令

ジャバ島の蘭印軍降伏に引續き、セレベス島の我が海軍特別陸戰隊は艦艇と協力同島殘敵の掃蕩作戰を行つてゐたが、中南部の中心地、エンレカンに據つてゐた敵は去る十七日海軍部隊の勸告に従つて降伏、さらに同地北方のマリリ、パロポ附近の殘存敵兵もエンレカン附近に集合中のところ三月二十七日早朝わが勸告によつて無條件降伏を申出でた、よつて同日午前十一時わが討伐部隊は堂々エンレカンに入城、敵兵の武裝を解除するとともに兵器、官衙を接收、南部セレベス一帯の掃蕩を完了した、これによつて同島北部のメナド敵前上陸によつて開始されたセレベス戡定作戰は完了した、掃蕩戰の戦果は次の如くである、捕虜コルトマン中佐以下五百六十四名、鹵獲品小銃

六百二十挺、同彈藥六萬七千三百發、機關銃、拳銃百挺、同彈藥三萬五千八百九十發、手榴彈七百八十、車輛二十五臺、その他兵器軍需品多數。

上海發トランスオツエアン電ニニューデリーからの報道によれば英遣印特使クリツプス携行の印度問題解決案に關する交渉は三十日もニューデリーにおいて續行されつゝあるが、肝腎の國民會議派自身は三十日朝運用委員會を開き、二時間にわたり討議を重ねたが遂に最後の決定には到達しなかつたといはれる、三十日には不可觸賤民(印度最下層民極端な社會的處遇を受く)代表アムベドカル博士(獨立勞働黨首領でボンベイ立法會議議員)およびラジヤ(ラジプタ州バルタプガル侯領首相)がクリツプスと會見、またベンガル州知事ファウル・フクおよび中央州前首相ラヴィンシャンカー・シユクラも再度クリツプスと會談した、更に印度各派間の交渉も行はれ自由聯盟總裁

サブールおよびジャヤカル派の代表はヒンゾー・マハサバおよびシーク教徒代表等と二十九、三十兩日にわたりクリツプス提案を繞り討議を重ねた。

ニューデリー發ロイター電によれば英訪印特使クリツプスは二十九日夜、インド問題處理に關する英政府提案内容を發表した、右は「インド諸領袖との道義宣言草案」と題し、今次戰爭終結直後に新憲法を制定して新しきインド聯邦を創設し、これに自治領の資格を與へることを約せるものである。

南京國府遷都二周年記念日の三十日中支軍では和平理想境の實現に邁進しつゝある武漢周邊地區の現状につき左の如き談話を發表した。

一、昨年三月以來中支軍は武漢周邊の敵軍約百十個師に對し江北においては江北、確山、郝北の諸作戰ならびに張家集および遠安方面における作戰を、江南においては錦江、第一次、第二次長

沙の諸作戰ならびに三都および贛江方面作戰をつぎに敢行したが過去一ケ年間の綜合戦果は遺棄死體二三一、八〇〇、捕虜一六七、三二三

一、わが占據地區と敵第一線の間地區に蠢動してゐた敵遊撃隊は昨年三月には總兵力六四、〇〇〇の多數にのぼつてゐたがわが軍の間斷なき討伐、掃蕩戰によつて大打撃を被り、占領地内の治安はために晝期的向上をみるにいたつた。

二、中國側官民は皇軍占據地區内作戦討伐に協力し積極的に治安向上に努力し顯著なる成果をあげつゝある、過去一ケ年間における歸順者の總數は一萬二千五百二十名の多數にのぼつてゐるがこの數字は和平建國の理想が武漢周邊地區に着々と實現せられこれが混亂せる中國を救済する唯一の途であるとの認識が逐次敵側に滲透せる實證にして同慶に堪へないところである。

三月三十一日

小形船舶乗組員手帳法（法律第八三號）臨時資金調整法中改正（法律第八四號）特許局官制中技術院移管改正（勅令第三三九號）特許局臨時職員設置制（勅令第三四〇號）

國民貯蓄組合法施行規則中改正（大藏省令第一七號）アルコール賣捌規則中改正（大藏省令第一八號）重要工場調査規則（商工省令第二七號）滑空機規則（逓信省令第五八號）女子ノ坑内就業ニ關スル鑛夫就業扶助規則特例ニ關スル件（厚生省令第一八號）公布
大本營發表 帝國病院船舶日丸は三月二十六日午前七時五十三分、チモール島クーパー灣單獨航行中、突如英國所屬の飛行機ロツクヒード型一機の爆撃をうけ、爆彈五個同船左舷後方百米に炸裂せり、當時同船の二連圈内には他に船舶なし、同船はジュネバ條約の原則を海戰に應用する條約に基き船名及び船型を敵國政府

に通告ずみの病院船にして條約所定の塗粧及び標識を施しあるほか對飛行機用標識として最上部短艇甲板及び後部電信室上部に縦六・五米の赤十字旗を描き、併せて後甲板に縱横六米の赤十字旗を展張しあり、當時の視界は良好にして上空より一見して病院船なること明瞭なりしに拘らず、英國飛行機は條約に認むる病院船の保護を無視し甚だしき不法行爲を敢てせるものなり。

ニューヨークアヴアス電ニニューデリーよりニューヨークに達した情報によれば印度會議派の事實上の指導者マハトマ・ガンジーはつひに三十日にいたり英國政府の今次對印提案は印度の參戰を必然ならしめるものとして絶對反對を表明したといはれる。

高度國防國家建設の要望に應へて一昨年九月に閣議決定を見た第二次電力國家管理は官民協力のもとに豫定通り三十一日をもつて日發に對する約十五億八千萬

圖の發送電設備の統合を完了、また配電事業については六十事業約二十五億三千万圓の尅大なる設備を統合、全國九地區に配電會社の設立を見、かくてわが國の電氣事業は有機的一體の強靱なる體制を整備しいよ、四月一日より新發足を見ることがなつた。

情報局發表 政府は本年一月三十一日以來科學技術行政の中樞機關として内閣に技術院を設け、我が國科學技術の世界の水準突破を目指して銳意之が躍進方策に關し努力してゐる次第であるが、由來科學技術の進歩發達は優秀なる發明考案に俟つこと尠しとしないのは勿論であつて、發明審査獎勵並に特許權の使用收用等の特許行政を所掌してゐる特許局と技術院とはこの意味において密接なる關係を有することはいふ迄もない一方技術院がその創設の第一目標として重點を置いてゐる航空技術の躍進を圖る爲には、先づ強力なる航空關係の研究所を整備しな

ければならぬのであつて、此の觀點から航空に關する技術の綜合的研究を掌る中央航空研究所とは又緊密なる關係におかれねばならない、これらの理由によつて、従來商工省所管であつた特許局と逋信省所管であつた中央航空研究所とはこれを内閣に移管し、技術院と最も密接且有機的な連繫を保ち得る如くする事が必要と考へられた結果、之が移管の形式方法等について豫々慎重に研究を續けて來たのであるが、この程別項の如き官制改正が四月一日より公布せられることになつた次第である、これに依つてこれらの機關は我國の科學技術の刷新向上並に躍進に向つて、技術院と一體となつて邁進せんとする體制を整備したものである。

四月一日

原價計算規則（閣令陸海軍省令第一號）
外國爲替管理法施行規則中改正（大藏省令第二四號）有價證券業取締法施行規則中改正（大藏省令第二六號）貿易爲替管

理規則（商工省令第三二號）船員徵用令施行規則中改正（逋信省令第五九號）船員徵用旅費規則中改正（逋信省令第六〇號）船員徵用扶助規則（逋信省令第六一號）戰時海運管理令ニ依ル被徵用船員等ニ對スル一時金支給規則（逋信省令第六二號）宗教團體法同法施制令及同法施行規則施行ニ關シ取扱方ノ件改正（文部省訓令第八號）飼料販賣取締規則第六條ニ依ル指定（農林省告示第一九三號）マツチ最高販賣價格指定（商工省告示第三五一號）燐寸用小函及其ノ素地販賣價格指定昭和十六年五月告示第四三九號中改正（商工省告示第三五二號）携帶用紙製燐寸小函最高販賣價格指定（商工省告示第三五三號）公布
大本營發表（一）帝國海軍航空部隊は三月二十八日ポート・ダーウインを爆撃、諸軍事施設を破壊し、擬裝隱匿中の敵機三機を炎上せしめ歸途増援戰團機七機の追跡をうけ敢然これと空中戰を交へ、そ

の四機を撃墜せり、更に三十日同地を猛襲し我戦闘機隊は敵戦闘機十機と交戦數分にして九機を撃墜攻撃機隊は飛行場ならびに諸軍事施設に全彈命中せしめこれを破壊せり(二)帝國海軍航空部隊は三月二十四日より二十八日まで連日ポートモレスビーを攻撃敵戦闘機六機を撃墜し飛行場、高角砲陣地、兵舎等を爆破せり
 印度各派は英政府提案に對するそれぞれの態度を一日中に決定、クリツプスに傳達することになつたので、クリツプスは二日朝、英政府提案の運命を明かにし將來の計畫について發表することとなつた。

船舶運管會新發足戰時海運の中核たるべき船舶運管會の創立總會は一日午後二時半より大東亞會館において開催、定款業務規程を決定、いつたん總會を開ぢ、引續き寺島遞相より設立認可をなし、大谷總裁以下役員左のごとく指名報告。

船舶運管會役員氏名

時局 日誌

日本郵船社長 大谷 登
 船舶運管會總裁を命ず

大阪商船專務 田嶋 正雄
 船舶運管會理事長を命ず

山下汽船前專務 納賀 雅友
 川崎汽船專務 大久保賢治郎
 船舶運管會理事長を命ず

國際汽船取締役 丸山 直次
 東亞海運經理課長 島崎 龍治
 船舶運管會理事長を命ず

三井物産取締役會長 向井 忠晴
 山下汽船取締役會長 山下龜三郎
 船舶運管會監事を命ず

東亞海運社長 清水 安治
 船舶運管會監事を命ず

陸軍省發表
 軍事參議官兼陸軍士官學校長陸軍中將 篠塚 義男
 免兼職

陸軍中將 牛島 滿
 補陸軍士官學校長

陸軍中將 富永 信政
 補陸軍豫科士官學校長

四月二日

朕衆議院議員選舉法第十八條ニ依リ昭和十七年四月三十日ヲ以テ衆議院議員ノ總選舉ヲ行フコトヲ命ス
 御名御璽
 昭和十七年四月二日 各國務大臣副署

紡績用革製品及織機用革製品最高販賣價格指定昭和十七年二月告示第一三六號中改正(商工省告示第三五五號) 活性化炭最高販賣價格指定昭和十六年八月告示第六九六號中改正(商工省告示第三五六號) 工業用エーテル販賣價格指定昭和十五年八月告示第四四六號中改正(商工省告示第三五七號) 公布

大本營發表 帝國海軍航空部隊は三月二十四日以来三十一日までコレヒドールに對し連日數次の大爆撃を敢行し、同要塞高角砲陣地を覆滅し、その機能を喪失せしめたるほか飛行場兵舎並びに中央官舎地帯その他主要箇所を徹底的に破壊せり
 ニューデリー發ロイター電ニ印度國民會議派運用委員會は二日午前、遂に英國

和歌山	一八九、三五八
鳥取	九九、五八九
島根	一六四、四三五
岡山	二九五、二七二
廣島	四〇三、八八六
山口	二七〇、九四八
徳島	一五七、四〇五
香川	一五九、七一四
愛媛	二四三、八六六
高知	一五八、八二四
福岡	六〇三、四七二
佐賀	一三二、二四〇
長崎	二五七、〇五一
熊本	二六六、二〇六
大分	二〇〇、二五七
宮崎	一六〇、三二二
鹿児島	二九三、四一九
沖縄	一二七、五四四
合計	一四、九五一、七五三
四月四日	

重要物資管理管團法施行ニ關スル件（商）

時局日誌

工厚生省令第一號）配合飼料販賣價格指定昭和十六年六月告示第三九五號中改正（農林省告示第一九七號）食料品鑑詰最高販賣價格指定昭和十六年十二月告示第九一四號中改正（農林省告示第一九八號）小幅絹織物最高販賣價格指定昭和十六年十一月告示第一〇三三號中改正（商工省告示第三六〇號）小幅本絹織物最高販賣價格指定昭和十六年十一月告示第一〇三四號中改正（商工省告示第三六一號）小幅交織絹織物最高販賣價格指定昭和十六年十一月告示第一〇三五號中改正（商工省告示第三六二號）廣幅絹織物最高販賣價格指定昭和十六年十二月告示第一〇三九號中改正（商工省告示第三六三號）テール掛及カーテン等販賣價格指定昭和十六年四月告示第二九五號中改正（商工省告示第三六四號）電線販賣價格指定昭和十五年八月告示第二五七號中改正（商工省告示第三六五號）公布

の間親しく軍最高の機務に御參畫遊ばされた前參謀總長閑院元帥宮殿下、前軍令部總長伏見元帥宮殿下、元帥として御重任を果させ給うた梨本元帥宮殿下、金枝玉葉の御身をもつて大陸の第一線に御奮戦、南京攻略戰に偉勳を樹てさせ給うた朝香大將宮殿下、漢口攻略戰に武勳を輝かせ給うた東久通大將宮殿下をはじめ奉り西尾、松井兩陸軍大將、米内、長谷川及川、山本各海軍大將以下八提督に對し四日支那事變生存者行賞の御沙汰あらせられ、同日午後二時賞勳局から發表され、皇族殿下で功一級の行賞を受けさせられるのは實に金鵝勳章制定以來初めての御事である。

功一 元帥陸軍大將 戴仁 親王
 大勳位功二級
 功一 元帥海軍大將 博 恭 王
 大勳位功四級
 功一 元帥陸軍大將 守 正 王
 大勳位功四級
 功一 陸軍大將大勳位 鳩 彦 王
 功一 陸軍大將大勳位 稔 彦 王

- 功一 陸軍大將從三位 西尾 壽造
- 功一 陸軍大將正三位 松井 石根
- 功一 勳一等功四級 米内 光政
- 功一 海軍大將正三位 長谷川 清
- 功一 勳一等功四級 及川古志郎
- 功一 海軍大將從三位 山本五十六
- 功二大綬 海軍中將從四位勳一等 豐田 副武
- 功二大綬 海軍中將正四位勳一等 古賀 峯一
- 功二大綬 海軍中將從四位勳二等 近藤 信竹
- 功三旭一 海軍中將從四位勳二等 高須 四郎
- 大本營發表 ビルマ方面に活躍中の帝國陸軍航空部隊は敵航空兵力を略々撃滅するとともに敵主要軍事施設を徹底的に破壊せり、三月二十一日より同月三十一日までの間において撃墜破せる敵機は百三機なり(註)この敵機は主としてラングーン陥落以後英本國および西亞方面より増援せられたるものなり。

獨軍司令部三日の發表によれば三月中獨空軍および潜水艦が米英商船に與へた損害は撃沈百五隻、合計トン數六十四萬六千九百トン、この中潜水艦による撃沈は九十一隻五十八萬四千九百トンである以上のほか水雷または爆彈命中により大破したものの三十九隻に上る。

- 情報局情報官 吉積 正雄
- 農林次官 三浦 一雄
- 依願免本官(各通) 岩手縣書記官 宮崎 謙太
- 兼補經濟部長 商工省織 梶原 茂志
- 任農林次官 商工省物 石黒 武重
- 任商工省織雜 價局長 西川 浩任
- 局長 事務官 周東 英雄
- 任物價局長官 企畫院部 和久田 鎮雄
- 任企畫院書記官 岩手縣書記官

九軍神を讀ふ

合同海軍葬に際し

醫博 松岡 貞總

出で發つや艇もろともに命死ぬその絶對にわれは泣きたり
 とりどりに書き遺したる文字なべてただに報國の至誠に徹す
 月の出を待ちて襲ひし沈着はアリゾナ型を火焰となしぬ
 襲撃成功の無電絶えたる一瞬の莊嚴さはや神と讀へむ
 うつし世の生死思はぬ盡忠の男の予ら神と祭られにけり

海軍大將山本五十六
 比ひなき勳をたてし若人は
 とはにかへらずわが胸いたむ
 益長雄の行くてふ道をゆききわめ
 わが若人うつひにかへらず